

(開会)

事務局 皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
います。

本年度、第1回目の小平市都市計画審議会の開会に先立ちまして、新たに任命されました委員の方をご紹介します。新たに任命された委員さんが10名いらっしゃいます。また、再任された方が1名いらっしゃいますので、名簿順にご紹介をさせていただきます。恐れ入りますが、ご紹介の後、一言ごあいさつをお願いいたします。

はじめに、高橋委員が退任されまして、後任に宮崎委員が就任されましたので、一言ごあいさつをお願いいたします。

委員 どうも皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました宮崎照夫と申します。

私は小平で生まれ、小平で育って、実は昭和38年、小平市が市制を敷いた翌年なのですけれども、小平市に奉職しまして、31年間市役所勤務をさせていただきました。その後、平成7年に小平市議会議員に立候補いたしまして、この4月まで4期16年間議員活動をさせていただきました。私の居住地は大沼町でございまして、先祖は農業経営しており、現在はそれに専念しております。皆さんには大変お世話になりますが、どうぞよろしく願い申し上げます。宮崎照夫と申します。よろしく願いします。

事務局 ありがとうございます。

次に、農業委員会会長の竹内委員が退任されまして、後任に高橋委員が就任されましたので、一言ごあいさつをお願いいたします。

委員 ご紹介いただきました高橋清一と申します。農業委員会、3年に一度改選されますが、7月の改選におきまして会長を仰せつかりました高橋と申します。よろしく願いいたします。

きょう初めてこの審議会に臨むわけですが、生産緑地の変更ということで、まさに私たちが総会において議決をしているところでございまして、ご案内のとおり、農家が相続税の支払いのために、大体30アールから40アールぐらい、農地の相続が発生しますと1件あたりの農家が畑を処分されまして、生産緑地がほとんど戸建ての住宅になっております。農業委員会、農業、農地を守るのだということを大前提に活動しているわけですが、この相続税の支払いのためには何の打つ手もなく、本当に無力感を抱えておるところでございまして、小平のまちづくりという意味では非常に大きなダメージを生んでいるところでございまして、そんなことを抱えながら活動しております。どうか、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

げます。よろしく申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

次に、小平警察署の佐藤署長が転任されまして、後任に朝野署長が着任されましたが、本日、所用がありまして欠席とご連絡をいただいております。

次に、小平消防署の大久保署長が転任されまして、後任に吉田署長が着任されました。本日は代理の方がお見えでございますので、ごあいさつをお願いいたします。

委員

吉田署長は所用がございまして欠席となりますが、小平消防署の予防課長の岩崎と申します。いつも皆さんには本当にお世話になっております。今後ともこういうところでいろいろお会いすることがあるかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

次に、小平商工会会長の猪熊委員が任期満了に伴いまして再任されましたが、本日、所用がありましてご欠席と連絡をいただいております。

次に、国土交通大学校の小池校長が退任されまして、後任に赤川校長が着任されました。一言ごあいさつをお願いいたします。

委員

国土交通大学校の赤川でございます。

私も、昭和54年に昔の建設省に入り、最初の初任研修は、小平の国土交通大学校でありまして、それ以来30年ちょっとになるわけですが、自分が校長でこちらに参るということはちょっと予期をしておりませんでした。私は霞ヶ関の勤務が中心で入って、10年ぐらいは再開発や下水道、公園といった分野の仕事をしておりました。何分、霞ヶ関のことでございますので、実際の市町村での都市計画審議会に加わらせていただくというのは全く初めてでございますが、大学校がこちらに立地させていただいているというご縁でございますので、何分かのお務めをさせていただければというふうに思っておりますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

次に、小平市議会より新たに石毛委員、木村委員、永田委員、平野委員、山岸委員の5名がご就任されました。石毛委員、永田委員におかれましては、本日、所用がありまして欠席とご連絡をいただいております。

それでは、木村委員から順次ごあいさつをお願いいたします。

委員

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました日本共産党小平市議団の木村まゆみでございます。

小平に住んで私は四十数年になるのですが、他市から来る人たち

が、本当に緑が多くて東京とは思えない、いい町だねというふうに言ってくれます。それが本当に私は誇りです。私はたかの台の周辺に住んでおり、畑からまっしぐらが大好きでよく買い、私は京都の出身なのですが、それを買って京都の親戚のうちに送るのです。おまえ、本当に東京に住んでいるのかと言われるぐらいにとっても感動が広がっています。そういういい環境を、ぜひ今後も守っていききたいというふうに思っているのですが、守ると同時に、やはり都市計画審議会の委員なので、50年先、100年先を見据えた都市計画づくりや、本当にいいまちづくりに寄与できればいいなというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員 こんにち。私は生活ネットワークの市議会議員をしております平野ひろみといたします。

私は3年前に議員になりまして、今2期目の議員活動を行っています。今回、初めてこの都市計画審議会の委員となりまして、まだまだいろいろと勉強しなければならないことや、今回の議案にもありますけれども、生産緑地のことなどについては、生活ネットワークも先ほど高橋さんのほうからも、農業を営んでいらっしゃる方たちの農業を続けていけない、そういう現状なども見聞きしながら、そういった生産緑地のことについても、これから小平の中で一つの緑の保護をしていく視点からも含めて、どのような取り組みができるかといったことも考えながら活動しているところです。こういった場所で皆さんのさまざまな知識とか、これまで行ってきていただいたことなども含めてご意見をいただきながら、私も考えてこの審議会に臨んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員 皆様こんにち。市議会議員の山岸真知子でございます。

今回、初めて都市計画審議会の委員にさせていただきました。私も、市議会議員をしております、たかの台に住んでおりますが、木村さんと本当に近いです。日ごろ自分の生活圈プラスアルファのところのことしかほとんどわからないという現状がございます。今回しっかりと勉強させていただくつもりで、こちらの委員会に臨んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございます。

それでは、相互にあいさつを交わすということで、ただいまごあいさつをいただいた委員以外の委員の方々から一言ずつごあいさつをお願いしたいと思います。

なお、川崎委員につきましては、所用により欠席と連絡をいただいております。

- それでは、中村委員からよろしく願いいたします。
- 委員 東京都北多摩北部建設事務所工事第一課長の中村と申します。
私の工事一課のほうは、主に道路整備の仕事をしております。北多摩北部建設事務所管内にご当地の小平市を含めまして10市ございます。10市の道路整備の仕事をしております。それ以外にも、河川整備や道路の維持補修、河川管理等、都道、都の河川に関する諸々の仕事をしております。今後ともいろいろお世話になると思いますが、何とぞよろしく願いいたします。
- 委員 住民の代表として出てまいりました山川と申します。
私も小平に住んで約30年経ちますが、今、玉川上水のすぐ脇に住んでおまして、お話がありましたように大変緑も豊富で、大変すばらしいところだというふうに思っていますので、この土俵をぜひ守っていければというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。
- 委員 打木香澄といいます。回田町に住んでおります。
私も小平に住んでもう28年近くになりまして、いろいろ小平市内を転々としまして、本当に緑の多い町で、大好きな町です。市民公募で参加させていただいたことを光栄に思っております。よろしく願います。
- 事務局 ありがとうございます。
続きまして、市の職員のほうをご紹介させていただきます。
都市開発部長の山下でございます。
- 事務局 都市開発部長、山下でございます。
都市開発部に参りまして3年目を迎えてございますけれども、今回の都市計画審議会委員の方は本当に毎年、毎年変わられて、私どももどのように接すればよいのかというふうに考えてございますが、いずれにいたしましても都市計画行政、地方分権の流れの中で権限が市町村におりてくることになっております。この都市計画審議会も、やはり一層充実をさせていかなければと思っている次第でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。
- 事務局 続きまして、まちづくり課長補佐の島田でございます。
- 事務局 まちづくり課長補佐の島田秀幸と申します。この4月に異動してまいりました新参者でございますので、前任者同様よろしく願いいたします。
- 事務局 それから、事務局の職員が2名同席させていただいております。
最後になりますが、私がまちづくり課長の西と申します。よろしく願いいたします。
それではこれ以降、本来、会長に議事進行をお願いするところで

ございますが、会長並びに職務代理が決まっておりませんので、会長選出までの進行を都市開発部長にお願いいたします。

事務局 では改めまして、とりあえずの仮議長を務めさせていただきます都市開発部長の山下でございます。

開会に先立ちまして、会長職の選出を行いたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは経過をご説明いたします。

都市計画審議会の高橋前会長が本年3月29日に都合によりまして辞職されましたので、小平市都市計画審議会条例第4条の規定によりまして、互選で会長の選出を行うものでございます。

以上でございます。

事務局 事務局の説明は終了いたしました。

委員の皆様方からご推薦や立候補はございますか。

委員 立候補ではないのですが、これまではどういった方が会長職を務めていらっしやったのでしょうか。

事務局 小平市議会議長経験者で、現職の議員でない方が、会長職に就任しておりました。

委員 では今度は推薦ですが、宮崎照夫さんが元議長をされていらっしやいましたので、今日おいでになっておりますが、宮崎さんをお願いできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

事務局 ただいま山岸委員よりご推挙がございましたが、いかがでございましょうか。

(異議なしの声)

事務局 異議がないようでございます。

それでは、宮崎委員に会長職をお願いしたいと思います。

就任のごあいさつとともに、さっそく議事進行をお願いしたいと思いますのですがよろしいですか。

委員 はい。

事務局 では、よろしくをお願いいたします。

会長 どうも、改めまして、宮崎照夫でございます。委員の皆さんのご推挙によりまして重責を担うことになりました。何しろ未熟者ではございますけれども、皆さんのご指導とご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。新しく就任されまして、皆さんもお話申し上げますように小平市のまちづくりということで非常に重責かというふうに思いますが、どうぞ皆さん、よろしくお願い申し上げます。会長職を全うできるように頑張ってまいりますので、どうぞよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、さっそくではございますが、次にいささか恐縮でござ

いますが、会長職務代理も現在欠員ということになっております、不在になっておりますので、開会に先立ちまして、会長職務代理を指名したいと思いますが、事務局からこの件について説明をお願いいたします。

事務局 それでは経過をご説明いたします。

前会長職務代理の竹内委員が、本年7月21日に農業委員会会長職を任期満了に伴いまして退任いたしました。会長職務代理の指名につきましては、小平市都市計画審議会条例第4条の規定によりまして会長が指名することになっております。

以上でございます。

会長 はい、わかりました。

ただいま事務局の説明は終わりましたが、会長職務代理につきましては会長が指名することになっているようでございます。過去の例にならしまして、農業委員会会長の高橋清一氏を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会長 では、高橋さん、よろしく願いいたします。一言、何かございますか。

委員 今、ご指名をいただきました、改めまして高橋でございます。

さっきお話をさせていただきましたとおりに、委員の皆さんから、小平というのは、緑いっぱい大好きな町だというようなお話を何人かの方がされました。私も農家で、もちろん小平で生まれ育ちましたけれども、子どものころは青梅街道、府中街道、東京街道、ケヤキのトンネルで空が見えない状態でした。道路も砂利で、真ん中が膨らんだような今では本当に考えられない風景でした。そういう大木、緑いっぱいの中で育って、今はそんなことを言ってもしょうがないのですが、そういう意味では大分緑が減ってきました。

小平は工業都市でもありませんし、商業都市でもありませんので、優良住宅都市として生き延びていくのだろうと思います。そういう中で、やっぱり緑というのは、畑も含めて大変に重要なものと、まちづくりという中では、もう最大の重要な部分だと思っております。そんなことで、審議会に委員として参加させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。

それでは、さっそくですが議事に入りたいと思います。

ただいまの出席委員数は9名でございます。代理1名ということになります。代理を除きまして9名ということになっております。定足数に達しておりますので、これより、平成23年度第1回目の

小平市都市計画審議会を開会いたします。

議事録署名人の指名を行います。名簿にあります順に高橋委員、赤川委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

次に傍聴でございますが、本審議会の傍聴申し込みが1名ございます。傍聴人として決定をいたしますので、報告をいたします。ただいまから入室を許可いたします。

(傍聴人入室)

会 長 それでは、審議に先立ちまして、小林市長よりごあいさつをいただきたいと思っております。どうぞ、よろしく願います。

(市長挨拶)

市 長 皆さん、こんにちは。市長の小林でございます。皆さん、さながら緑化推進委員会のような感じで、都市計画審議会でございますので、よろしく願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、本審議会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素から市政に関しまして、ご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

本日も審議をいただきますのは「小平都市計画 生産緑地地区の変更」の案件でございます。また、報告事項といたしまして、「小平都市計画道路3・2・8号(現3・3・8号)府中所沢線都市計画変更案及び環境影響評価書案説明会の開催について」のご報告をいたします。

都市計画を初め、市政運営に当たりましては、委員の皆様方のご指導、ご支援をいただきながら、小平市都市計画マスタープランに沿った町並みを形成し、いきいきとして充実した生活が送れる活力あるまちづくりを目指して、鋭意努力を続けてまいり所存でございます。

何とぞよろしく願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

会 長 ありがとうございます。

ここで、大変恐縮でございますけれども、市長は公務のために退席をいたしますので、皆さん、ご理解のほどをよろしく願いいたします。

(市長退席)

会 長 それでは、これより審議に入ります。

「生産緑地地区の変更」にかかわるものでございますので、小平市都市計画審議会条例第3条の規定に基づく臨時委員として、小平市の農業経営に関する専門家としまして、東京むさし農業協同組合

小平支店長の藤橋恒夫委員にご出席をいただきます。

ここで、臨時委員の入室をお願いいたします。よろしくお願ひします。

(藤橋委員入室)

会 長 それでは、入室されました臨時委員の藤橋委員にごあいさつをお願いいたします。よろしくお願ひします。

委 員 皆さん、こんにちは。臨時委員の、JA東京むさし小平支店の支店長を拝命しています藤橋です。よろしくお願ひいたします。

会 長 どうもありがとうございます。よろしくお願ひします。

それでは、23諮問第1号「小平都市計画 生産緑地地区の変更」の提案説明を事務局よりお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

事 務 局 大変恐縮ですが、座ってご説明をさせていただきます。

それでは、はじめに資料の確認をさせていただきます。事前に配付いたしました書類につきましては、資料の1、A4判でございます、「小平都市計画 生産緑地地区の変更(小平市決定)(案)」でございます。資料の2といたしまして、A4判、「新旧対照表」でございます。資料の3として、A0判の1万分の1の地図で「小平都市計画 生産緑地地区(小平市決定)」の総括図が1枚ございます。資料の4としまして、A3判を折った2,500分の1の地図で「小平都市計画 生産緑地地区 計画図(小平市決定)」が16枚ございます。

参考資料として、A4判、「生産緑地の買取り制度について」というものが1枚ございます。

皆様、不足はございませんでしょうか。

(はいの声)

事 務 局 それでは、提案説明の前に、簡単に生産緑地の制度につきましてご説明をさせていただきます。

生産緑地は、都市計画法及び生産緑地法に基づきまして、三大都市圏の特定市の市街化区域内農地において指定されております。生産緑地法は、都市の緑とオープンスペースの確保による公害・災害等の防止と生活環境の悪化防止、公共施設等の予定地の確保等を図るため、昭和49年に制定されました。その後、農地の宅地並み課税と平成3年の生産緑地法の改正に伴いまして、農業を継続する意思のある方は生産緑地の指定を受け、市内のほとんどの生産緑地地区が改正後の新法に基づく平成4年の指定でございます。ちなみに、旧法による地区は小平市には8地区だけとなっております。生産緑地に指定されますと、開発行為等は制限され、原則として30年間

営農を行うこととなっております。

参考資料「生産緑地の買取り制度について」をご参照ください。

生産緑地の解除を行う場合、生産緑地の所有者は、都市計画の指定の日から30年を経過したとき、または農業の主たる従事者が死亡したとき、もしくは農業従事不可能な故障を有するに至ったとき、市に対しまして買取り申出ができます。また、生産緑地の行為制限解除につきましては、買取り申出から3カ月以内に市が買い取らず、所有権が移転しなかった場合、開発等の制限が解除されます。市は、買取り、またはそのあつせんに努めるものとなっておりますが、財政上の理由や所有者の土地の利活用計画などから買い取ることができないことが多いのが現状で、結果として、行為制限が解除され、宅地への転換や集合住宅などが建築されております。

なお、生産緑地にかかる都市計画の変更は、諸手続などから便宜上1年に1回行っている関係から、生産緑地の行為制限が解除されてから時間が経っている地区がございます。今回お諮りする地区も平成22年1月から平成22年12月までに買取り申出の手続が行われた地区でございます。その関係から、既に開発行為等が行われている箇所がございます。

また、通常の見取り申出のほか、都市計画事業や開発行為に伴い、都や市の道路になる公共施設に転換される場合には、生産緑地の解除ができることとされております。生産緑地の追加指定につきましては、既に農業を営んでいることや面積などを要件として、1年に1回、生産緑地の解除にかかる都市計画決定にあわせまして募集を行っております。生産緑地は、農業後継者が不足していることなどがございまして、年々減少しておりますが、良好な都市環境の形成のために、生産緑地の確保は重要な課題の一つであると考えております。

それでは、23諮問第1号「小平都市計画 生産緑地地区の変更」についてご説明させていただきます。

件数が多くございますが、時間の関係もありまして、それぞれの変更を行うごとに代表箇所をご説明し、後ほど、質問等がございましたら補足の説明をさせていただきます。

それでは、資料4のA3判、2,500分の1の地図、「小平都市計画 生産緑地地区 計画図（小平市決定）」を使用しましてご説明をさせていただきます。

今回、都市計画変更の内容でございますが、既に指定されております生産緑地の一部を解除するものでございます。図の見方でございますが、右上のところに図面番号、小平市「16分の1」という

ように書かれてございます。これが図面の番号になってございます。地図の中に太い字で数字が明記されております。これが小平市の中で生産緑地の地区ごとにつけました地区番号でございます。凡例でございますが、縦じまの線が入っている箇所が既存の生産緑地でございます。黒で塗りつぶしてあります箇所が、今回解除に伴い削除する箇所でございます。横じまで緑色に塗ってございますのが追加する箇所でございます。今年度につきましては、追加指定する箇所はございません。

それでは、はじめに解除に伴う削除についてご説明申し上げます。

削除に関しましては、図面の黒塗り部分でございます。地区の全部を削除するものが5地区、一部を削除するものが20地区ございます。そのうち、削除の23地区は買取り申出があったことによるものでございます。買取り申出のうち、農業の主たる従事者の死亡によるものが16件、15地区、故障によるものが6件、7地区、期間経過が1件、1地区ございました。

まず、農業の主たる従事者の死亡を原因とした買取り申出によって削除されます主な地区をご説明申し上げます。図面番号の16の1をご覧ください。図面中央、地区番号で3、面積1,400平米でございます。これは農業の主たる従事者の死亡を原因に買取り申出が行われた地区の全部削除でございます。

次に、農業の主たる従事者の故障による買取り申出によって削除される地区をご説明いたします。ページをめくっていただいて、図面番号16の3及び4をご覧ください。この図面には、地区の買取り申出がありまして、その内図面左、地区番号46番、黒で塗りつぶした2カ所の面積3,200平米でございますが、農業の主たる従事者の故障を原因とした買取り申出が行われました地区の一部削除でございます。

次に、資料の2「新旧対照表」の2ページ目をお開きください。下段に記載しております変更概要のやや上をご覧ください。平成22年12月に告示した生産緑地地区の面積約196万3,450平方メートルに対して、削除と精査によりまして約191万9,640平方メートル、約191.96ヘクタールになるということでございます。地区数は平成22年12月に告示いたしました394地区に対しまして、変更後の地区数は389地区となります。

以上が、23諮問第1号「小平都市計画 生産緑地地区の変更」にかかる提案説明でございます。なお、本案につきましては、都市計画法の規定によりまして、平成23年9月16日付で東京都知事との協議を行いまして、10月21日から11月4日まで2週間縦

覧をいたしました。特に意見はございませんでした。今後は、本都市計画審議会の諮問を経まして、都市計画決定をしていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

会 長

ご苦労さまでした。

提案説明が終了いたしました。

それでは、これより質疑に入ります。ご質疑ある方は挙手をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

委 員

ちょっとお聞きしたいのですが、番号で46番の、資料で16分の4とありますよね。そのところが宅地造成中で、農地の部分というところも、私も見たことがあるのですが、この図面どおりが農地というふうになりますか。ちょっと疑問です。

事 務 局

現在、土地区画整理事業中でございますので、ここの部分については従前地ということでご理解いただきたいと思ひます。

委 員

すみません、わかりました。

委 員

この都市計画生産緑地の、先ほど年に1回この申出、年に1回この解除にかかる決定を行うというご説明がありましたけれども、これは、先ほど22年の1月から12月の分として決定されたものに関してのことが載せられているということでもいいのですね。前回との生産緑地地区の変更と比べて、今回の変更についてどのように変化があったのか、さらに多くなったのか、変更の内容が多くなったのか少なくなったのか、そのようなことがわかれば教えてください。

事 務 局

それでは生産緑地の指定目面積でございますけれども、昨年度12月の段階で196.35ヘクタールでございます。その前年度、21年度につきましては197.89ヘクタールということで、1.54ヘクタールの減ということになっております。平成4年に生産緑地を指定しておりますけれども、その間から平均的に約2ヘクタールほど年々減っているということでございます。

以上でございます。

委 員

今説明いただいてちょっと確認ですが、30年を超えたものが1件だけということでしょうか。それからこの解除については30年を超えたものと、農業をやれなくなって地主さんから申出があったものということですが、その申出の前に、農業委員会あるいは税務課から指摘されてというのもあると思ひのですが、箇所づけは難しいと思ひのですが、そういう傾向というのはどうでしょうか。特にそういうのはなく、もうやれなくなったので何とかという申出でこの表になっているのかどうか。というのは、資材置場になっているのではないかとというようなところがちょっと見受けられた

ものですから、そういうのはどうなのかなと思いました。

事務局 30年ということでございましたが、該当箇所の期間経過につきましては旧1種でございまして、10年経過すれば申出ができるということでございます。

それから、死亡による届出がほとんどということでございます。最後に現状の利用の仕方ですが、これにつきましては、特に私どもではつかんでおりませんが、農業委員会や税務課で定期的に見回りにはしているというふうに聞いてございます。

委員 では関連しておりますので、農業委員会会長なりたてほやほやではございますが、ちょっと触れさせていただきたいと思います。

生産緑地については、この資料にあるとおり解除するのは基本的にできないわけでありまして、その主たる従事者が亡くなったときと、農業を継続できない身体の故障等のときだけ買い取り申し出ができ、結果的に解除できるということになります。木村委員さんのほうから、私としては困った気持ちになったのですが、資材置き場になっているところがあるのではないかとそういうご指摘かなと思います。現在、農地法が変わりまして、今までは何も書いてなかったのですが、農業者は農地をきちっと肥培管理しなさいという要件が入りました。農業委員会は、またそれをきちっと管理しなさいというようなことも加わり、小平市の農業委員会では以前からそういう不良、問題農地と言っているのですが、そういうところは厳しく監視をしているといったところです。これはもう義務づけられましたので、大体どこの市も10月の中旬に、問題のある農地を事前に調べ、あるいは課税の面からもしていききました土地につきまして現地調査し検討をして、これから口頭で注意するか文書で注意するとかという検討に入っております。まさに今、木村委員さんから言われたとおり、違う目的、今そういう状態のところは1件出てまいりまして、これについては、そうだから生産緑地を解除できるということではなくて、あくまでも生産緑地は解除できませんので、現況を農地に回復してほしいという指導をする予定になっております。

以上でございます。

会長 どうもありがとうございました。

農業委員会の会長という立場で今ちょっとお答えいただきました。他に何かございますか。

委員 では、もう1件いいでしょうか。この地図に落とされたのをざっと見させていただいて、全体の都市計画の中で、生産緑地をどうやって保全していこうかという意思・姿が見えないなという印象を私は

持ちました。というのは、この都市計画道3・3・3がほとんどのページにわたって出てきます。そうすると、この都市計画道の工事が始まったら、随分緑地は減少してしまうのではないかという心配と、減少しないまでも、その分断されて、減少プラス分断ですね、30メートル以上の幅の道路をトラクターが向こう側に行くわけですよ。そういうふうな姿になってしまうのではないかというふうに読み取ったのですが、片方で、皆さんのご意見で緑を残したいと、すごくいい町だという意見があって、農家を応援しようという気持ちがありながら、一方でこういう大型道路の線が引かれているという、これはもう都市計画としては、私は矛盾があるのではないかという印象を持ちましたが、その点はどうなのでしょう。

会 長 本来の筋から言いますと、これは23諮問第1号の関係でございますので、今後の3・3・3号線の関係等について、確かにそのエリアが広くて長いということもありますが、関連ということでお受けしますが、本来の筋からはちょっと外れているかなと思います。もし、答弁できるのでしたらお願いします。

事 務 局 今、例に挙げられました小平3・3・3号線、都市計画決定はされてございますが、まだ整備手法等が明らかになってございません。木村委員が言われたように、同じ都市計画という制度の中で生きている両方の制度が、お互いに相まみえることができるように、できれば地下方式等を検討できるところは検討していただいて、極力緑を残すような方法を探っていきたいというふうに考えてございます。

私から、今答えられることは以上でございます。

委 員 ありがとうございます。

委 員 確認ですが、図面番号16ページの8の地区番号187は、この線が真っ白ですね。これは先ほど言っていた期限切れで1地区があるということで、そののところを指しているのですか。

事 務 局 その場所については、旧1種の地区ということで、既存の指定です。旧1種指定ということで、ここも10年の指定ということになります。凡例の中で一番上と一番下が白抜きになってございまして、一番上の凡例で旧1種ということなんです。

委 員 わかりました。

会 長 よろしいですか。

他にございますか。

(なしの声)

会 長 では私からいいですか。

この参考資料の「生産緑地の買取り制度について」ということで、

この中の3に、生産緑地の買い取りの通知についてということで、一番下に、「市が買い取らない場合には農業に従事することを希望する方にあっせんすることに努めます」と、努めますということになっているのですが、現状はどのようにになっているか、そこをお聞きしたいと思うのですが。

事務局 買い取り申出の申請が出まして、1カ月以内に市のほうで買い取るか買い取らないのかの決定をいたしまして、申出の方にご通知申し上げます。それに伴いまして、JA東京むさしさんを通じ、農業従事者の方にあっせんについて協力の依頼しております。その中で買い取り希望が出ない場合は3カ月をもって制限の解除という形になっております。

以上でございます。

会 長 あっせんの依頼をしているということは現実ではどうですか。

事務局 協力をしていただいているという形になります。

会 長 わかりました。他に。

委員 今回の質問に関連ですが、今までにそういうことはありましたか。

事務局 買い取りは1件ございました。

委員 農業をやるからということで。

事務局 はい。1件のみです。

会 長 他にございますか。

(なしの声)

会 長 ないようでございます。質疑も尽くしたようでございますので、ここで決議をいたしたいと存じますが、よろしいですか。

23諮問第1号「小平都市計画 生産緑地地区の変更」につきまして、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 ご異議なしということでございますので、異議なしと認め、決定といたします。

ここで、生産緑地地区にかかる審議が終わりましたので、臨時委員の藤橋委員は退席をお願いいたします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

(藤橋委員退席)

(首藤都市開発部参事入室)

会 長 それでは、次第に基づきまして、次に報告事項に移らせていただきます。報告事項は1件ございます。

担当課より報告後、質問の時間をとりたいと思っております。

はじめに、「小平都市計画道路3・2・8号」、現在は3・3・8号ということと呼んでおりますが、「府中所沢線都市計画変更案

及び環境影響評価書案説明会の開催について」報告をお願いいたします。

それでは、事務局よりお願いいたします。

事務局 それでは、職員の紹介をさせていただきます。

都市開発部参事首藤でございます。

事務局 都市開発部参事首藤でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきたいと思えます。

あらかじめ、報告に伴いまして皆様に資料を配付させていただきたいと思えますので、よろしくをお願いいたします。

(資料配付)

事務局 では、お手元に揃いましたでしょうか。

それでは、今配付いたしました資料は報告の資料5というこのA4判のペーパー、両面印刷のものと、あとは参考といたしまして、こういった緑と青のパンフレットを今配付させていただきました。私からの説明は、このA4判の両面焼きのペーパーに基づきまして説明のほうをさせていただきたいと思えますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、報告事項、「小平都市計画道路3・2・8号(現3・3・8号)府中所沢線都市計画変更案及び環境影響評価書案説明会の開催について」ご報告させていただきます。

まず、東京都が施行する小平都市計画道路3・2・8号(現3・3・8号)府中所沢線の五日市街道から青梅街道までの間の整備に当たり、都市計画変更案及び環境影響評価書案の説明会が行われましたので、その結果を報告いたします。

はじめに、説明会の主催者でございますが、東京都都市整備局都市基盤部街路計画課及び建設局道路建設部計画課並びに北多摩北部建設事務所が説明を行い、国分寺市並びに小平市の都市計画道路担当課長が同席をいたしました。

次に、開催日時と来場者数でございますが、小平第一小学校体育館及び市民総合体育館において、土曜日を含んだ都合3日間開催し、多数の来場がございました。

続いて、説明内容でございますが、都市計画変更案といたしましては、計画道路が主に低層の住宅地を通過する往復4車線であることから、沿道環境の保全に配慮し、緑豊かな植樹帯や快適な歩行空間を有する幅10メートルの環境施設帯を設置することに伴い、既定計画幅員22メートルから36メートルを、32メートルから36メートルに変更し、車線数を定めることとしました。また、構造

につきましては、玉川上水の横断も含め、平面構造としております。なお、幅員の変更に伴い、小平3・3・8号線は小平3・2・8号線に名称変更されることとなりました。

続けて裏面をご覧ください。

裏面でございますが、環境影響評価書案といたしまして、東京都環境影響評価条例に基づき、当該道路が周辺環境に及ぼす影響について、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、生物・生態系、景観、史跡・文化財、自然と触れ合い活動の場や廃棄物といった8項目の予測評価を行いました。いずれの項目も環境基準の指標をすべて満たしていることから、環境への影響は少ないと考えられ、都市計画の変更の上で支障はないと判断しています。

次に、説明後、会場から出された質問や意見につきましては、主なものといたしまして、人口が減少する中、交通量が今後ふえないと思うが、大型道路が必要なのか、計画交通量などの数値的な根拠はどのように考えているのか、中央公園に隣接する樹林地をつぶさないでほしい、都は市議会に出された請願の内容を計画に反映する気持ちはあるのか、市民の理解を深めるために都が再度説明会を行ってほしいなどがございましたが、主催者において、一つ一つ誠実、丁寧に回答をいたしました。

最後に今後の予定でございますが、本年度の説明会以降、平成24年度中に都市計画決定、平成25年度に事業認可を受け、速やかに用地取得を開始するとともに、道路工事を平成28年度から開始し、玉川上水への架橋工事を経て、平成31年度までの事業期間を予定しているとのことでございます。なお、本都市計画案の縦覧を10月11日から25日までの2週間、まちづくり課窓口において実施していましたが、縦覧者は15名でございました。

終わりに、過日、小平3・3・8号線に関係いたしまして、「小平都市計画道路3・3・8号府中所沢線に関する市民による対話の場の設置について」という件名の請願が小平市議会に提出され、本年9月30日付で建設委員会に付託、11月11日に審査が行われました。

請願事項といたしまして、1として、小平市は、小平3・3・8号線計画について、幅広い市民が参加して行う対話の場を設置し、そこで出された意見を小平市民の提言として東京都に提出し、広く市民に知らせること、2として、小平市は、その提言を今後のまちづくりに生かすこと、以上の内容が請願されております。

私からの報告は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

報告は終わりました。

ただいまの「小平都市計画道路3・2・8号」について、何かご質問がございましたらお願いいたします。

委員 ありがとうございます。私も小平第一小学校で開かれたこの説明会に出ましたので、どういう内容だったかというのはわかっていますが、ここに主な質問、意見というのがありました。これで、もう本当に集約し切れないほどのこの環境アセスメントに対する意見とか、不十分だという指摘とか、たくさん上がっていたと思うのです。それに対して、誠実、丁寧に東京都が答えていたという説明がありました。表面上は誠実、丁寧だったかなと思いますが、十分質問に答えているとはとても思えないような答弁でした。

例えば、ここに書いておりませんが、一つ紹介しますと、36メートルもの幅の橋をかけたら、下の植栽に太陽の光が行かないのではないかという素朴な質問が出されました。それに対して、端の両端にすき間があるからそこから入るといふ、それではとても、みんな会場全体が納得できないような答弁だったかと思います。できれば、このような主な質問、意見とせつかく書いていただいていますので、これに対する答弁はどうだったのかというの、報告ならきちんと書いていただきたかったというふうに思います。それが一つです。

それから、市の担当者も説明会に全部参加されておりましたが、事業主体ではないけれど、市の担当としてはどのように、あの説明会を受けとめられたのかなというのが質問です。

次に、これで法律的に定められた説明会はもう終了しましたということになってしまうのか、それから今後この市の都市計画審議会はどのような関係というか、どのようなアプローチの仕方ができるかというのを教えていただきたいです。

以上です。

事務局 まず、36メートルの橋という代表的な質問の件もございましたが、私の記憶に残る範囲で申し上げますと、例えば、今、お披露のあった橋の話でございますと、参考としてお配りいたしましたこの緑色のパンフレットの3ページから4ページのところにイメージ図がございまして、ちょうどこの緑色のパンフレットの3ページ、4ページを開きますと、ちょうど下の横断図というところの真ん中の②区間というところに、ちょうどこの橋をかけるところのイメージ図がございまして、こちらをご覧くださいますと、16メートルという表示がある部分と、36メートルという表示がある部分がございますが、現在のところ、このイメージ図によりまして、まず16メ

ートの車道部分の橋と、あとは人が渡るところの橋を分けて今のところは計画しているのかなど。そうすると、先ほど委員からも、光が入るところというようなお話がありましたが、例えばこのイメージ図で申し上げると、この車道と人道橋の間にあいているところが玉川上水に対して光が差し込むような配慮をしている部分なのかなというふうに考えております。

また、前提といたしましては、玉川上水の管理計画や活用計画の中には、連続繊維補強土工といった推奨される工事がございまして、その工事などを前提としながら、今後、関係機関、国などと協議をしながら、この架橋に向けての協議を行っていくと考えておりますので、いずれにいたしましても、橋については今でき得る限りでの最大限の配慮をしながら作り込みをしていくというふうに考えております。

また、きょうお配りしたペーパーの中での主な質問と意見ということでお話をさせていただきました。私の記憶の範囲内で、申し上げさせていただきますと、例えば、大型道路の必要性や計画交通量などの数値的な根拠という部分につきましては、こちらは国の統計の内容や調査方法に基づきながら、あと実際に、現在どれぐらいの交通量があるのかというような諸々を勘案しながら、必要性や数字的なものを判断して、このような実際の計画に反映させているというような趣旨の回答があったと記憶しております。

また、中央公園に隣接する樹林地につきましても、できる限りその樹木が残せるものについては残すような方向で、この工事を進めていきたいというようなお話もあったかというふうに考えております。

また、この主な質問・意見の中の請願の話であるとか、説明会の話であるということも、東京都としては受けとめながら説明のほうはしていたというふうに感じております。

続いて、市の担当としてどういうふうに説明会を受けとめたかということでございますが、私どもといたしましては、この説明会、3日間、休みの日も含めて開催しておりまして、非常に多くの参加者があった一方で、十分東京都さんのほうも地域の状況に配慮して説明会のほうは行っていただいたのかなというような評価をしております。

これで、こういう法定とかに則った説明が終了するのかというようなお話でございますが、今後、さまざまな段階に応じまして、段階、段階で東京都のほうは説明会を行ってまいりますので、これだけが、東京都の説明会が最後ではないというようなことで市として

は認識をしているところでございます。

都市計画審議会に対する考え方については事務局のほうからお答えしたいと思っております。

事務局 それでは、小平市の都市計画審議会としてどのようなアプローチをしていけばいいのかとのご質問でございます。これにつきましては、この先の予定といたしまして、東京都が都市計画決定をする際には、市が都市計画審議会として意見を述べるということがございます。その中で、この審議会といたしましては、この諮問内容につきまして、委員の皆様それぞれご議論をいただきまして、この審議会の中の権限におきまして適切なお判断をしていただきまして、市長に答申をしていただくというようなことになろうかと思われま

す。

以上でございます。

事務局 時期のお話でございますが、現在、こちらの小平3・2・8号線につきましては、3・3・8号から3・2・8号に、主にその幅員を変更するというための手続の最中でございます。したがって、たびたびで申し訳ございませんが、この緑色のパンフレットの一番後ろ側に、都市計画の流れ、環境影響評価の流れということで2本立てで説明が行われておりますが、先日、10月に3日間行われました説明会は、この双方の流れのちょうど中ほど、真っ赤に色塗りされて同時開催と書かれているところの説明会が行われたわけでございます。今後は環境影響評価の流れに基づく、環境影響評価条例に基づく手続が並行して進みますし、都市計画につきましても、東京都の都市計画審議会というのが将来行われる予定になっております。したがって、この東京都の都市計画審議会が行われる前に、小平市のほうとしては、この計画に対する市の意見というのを東京都に対して返さなければいけませんので、その意見を返す際に、また、こちらの都市計画審議会のお力添えをいただいて、意見のほうの計画に関する、同意していただけるのかどうかというような諮問をしたいというふうに考えております。

時期的なものは、今もご説明したとおりまだ先がございまして、いつまでということが今お示しをできない状態でございます。お示しできない主な理由といたしましては、環境影響評価のほうの手続がこれから入っていくというようなことになっておりまして、まだ先が見えにくいということが主な理由でございます。したがって、この環境影響評価が一定の手続の方向性が出ないことには、東京都においても、都市計画審議会の開催の日程を決めることができない。市としても、いつまでに答申していいか予定がはつき

りしないというようなことになっております。

以上でございます。

委員 説明会は3回行われていて、それから小川町一丁目の近辺だけで3回ですが、ここの計画は、中央公園樹林地というのは多分市の土地ではないかなと、市民がいろいろな親しめるような樹林地だと思うのですが、もうちょっと幅を広げてというか、集中した場所ではなくて、市民全体に説明会というのですか、小平市からでも説明会等を考えているということはないのかなと思うことと、あと、国の統計に基づいてということですが、国の統計というのはいつごろの統計なのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

事務局 まず、今ご質問いただいている国の統計ですが、ちょうどこちらのパンフレットの中に一部記載がございまして、この青いほうのパンフレットの中に、ちょうど1枚目を開いていただきますと、これは当該地だけではない交通量の予測ですけれども、参考として、この小平3・2・8号線に関連する関連市町村の人や物の動き、車の動きを6万2,000台から8万2,000台ということで示しているデータがございまして、ちょうどその下のほうに、平成11年、H11道路交通センサス、H17道路交通センサス等、この統計の名称が書いてございます。基本的には、こういった資料に基づきながら、最新の評価手法も勘案しながら、今回の環境影響評価書案の予測の前提となる走行車両の台数とかを予測しているというふうに私どもは理解をしております。

説明会のお話です。こちらのほうは、説明会は、主催者側としては、主に小川町一丁目側の方々が参加しやすいようにということで小平第一小学校と、あとは、実は会場の都合もあって、必ず確保できるかどうかというようなことも非常に難しいとは思いますが、今回の説明会では、もう少しそれよりも南寄りの方も来やすいようにということで市民総合体育館のほうも会場として、2カ所に分けて3回の説明会を行ったということでございます。この辺は、会場の確保の仕方というのは、なかなか日程や、どれぐらいの人数が来るかとか、いろいろ総合的に判断しながら日程や会場のほうというのは考えておりますので、先ほど委員のご指摘のとおり、小川町一丁目だけに限って、わざと会場のほうを設置したということではないことはご理解いただきたいと思っております。そういった諸々の事情なども考えながら、その時点でのベストを考えて会場のほうは設定しているということでございます。

また、樹林地自体は確かに中央公園に隣接する樹林地でございまして、ちなみに、今回、道路計画にかかるところについては、直接

的には市が所有している土地ではなくて、市が、計画道路が実際に実行に移される間について市が借りて、今、ああいうような樹林の状態にしているという箇所でございます。全体の説明会ということになりますと、やはり今回の事業が東京都の広域的な道路の事業ということで、そういった観点からすると、今回、3日間説明会が行われたわけですが、この説明会が、やはりそういった市民を対象にした、地域の方もそうですけれども、市民全体を対象にした説明会に当たるものというふうに認識をしております。

私からは以上でございます。

委員　それで、市がお借りしているということですが、どういう形で借りていますか。

事務局　この樹林については、中央公園ができる時期に契約し、保存樹林に相当する場所として、土地を所有の方と契約を結んで借りているということでございます。

以上でございます。

委員　いいですか。借りられている方というのはお一人の方か、数名ですか。

事務局　市が、この樹林を借りているのは1法人でございます。

以上でございます。

委員　この説明会、私も市民総合体育館の会場に行かせていただきましたので、やりとりは伺いました、全部ではないと思います。その中で、質問された方で当該地域に、要するに道路予定地に住んでいて、実際に自分たちの暮らしの今後を考える時期に来ているのではないかというようなことを、本当に切実に考えるようになったという質問を参事も聞いていたかと思いますが、本当に道路予定地にかかっている方々にとっては、もっとこの説明会でいろいろ質疑があった内容の他に聞きたいことがあるといつも説明会に行くと思っております。先が見えない計画だということもありますが、そんなにこの先10年に20年もということではないと思いますので、この今後の予定が24年決定、25年認可というような、早ければということだと思いますが、そういったことを考えますと、やはり粗々の概要のようなもの、予定のようなものというのは、本当に道路にかかって立ち退きをしなければいけない方、あと今の現道の府中街道と3・2・8号線の間になってしまう方にとっては、もっと先の人生設計を考える時期に来ているということ、先日の説明会でその方の質問を聞いたときに、ああ、本当にそうだなとつくづく思ったものですから、そういった広く市民の方に知らせることも大事です。本当に切実に影響がある方のための説明会みたいなものは、東京都

は考えていないのでしょうか。

事務局

事業にご協力をいただける方からの視点でのご質問ということで受けとめました。振り返りますと、先日の説明会の中でも今のようなご質問があったのは私も記憶にございます。

その中で、今後先々、例えば、このパンフレットのお話だけで申し上げさせていただきますと、この緑色の一番裏面のほうには赤い部分の説明会の後に、例えば、今後、先々は工事説明会や用地説明会と、あとは事業概要説明会と、今、下の水色の部分のほうから申し上げていますが、そういった説明会は、少なくともこのパンフレットの中で説明できるものもあると。あとは、ちょうどこの赤い部分に近いところには、同時開催と書いてある下のところには測量説明会というようなものも書いてございまして、今後の状況にもよりますけれども、できる限り皆様のご協力をいただきながら速やかに行いたいというような説明もあったかというふうに記憶しております。

いずれにいたしましても、こういった大きな事業ですから、段階に応じて説明会は進んでまいります。そういった中で少しずつ、先だってあったような実際に計画にかかる方が聞きたいことというのは、なかなか前回はそこまで質問と回答が及びきらなかったところもあったかもしれませんが、こういった数々の説明会を通じて、少しずつ質問したい内容と、あとお話しできる内容というのがだんだん絞られてくるというふうには思っております。

あとは、こういったパンフレットの裏面にも問い合わせ先がございます。この問い合わせ先も、取ってつけたように書いてあるわけではなくて、本当にそういう個別なご心配やお悩みがあった場合は、この問い合わせ先のほうで丁寧にお受けしますという思いがこもっていますので、そういった意味では、既にそういった質問ももしかしたらあるのかもしれませんが、もしそういったご不安の方がいらっしゃれば、この問い合わせ先のほうに聞いていただければというふうに、もしよろしければ、ご案内のほうも勧めていただければ、私も非常にありがたく感じております。

私からは以上でございます。

委員

先ほど主な質問や意見の要旨が書かれているといったところで、その報告に関して、載せてほしかったという意見がありましたが、私もそのように思います。いろいろご説明はいただきましたが、この説明会の際の議事録に関しては、前回の説明会の際も質問の中でおっしゃっていたと思うのですが、東京都のほうで議事録の公開はされることになっておりますか、もしわかりましたら教えてく

ださい。

それからもう一つは、これはとても大きな計画、道路の事業だと思のですが、これまでこういった都市計画道路をつくってきた中で、事例として、今回、小平ではこの玉川上水といった史跡にまたがる道路というところでは、同じような事例として、そういった道路がかけられたということが他にもあるのかどうか、東京都の中で、もし、ありましたら教えていただければと思います。

事務局

まず、3日間の説明会の議事録についての公開というのは、私は、公開するとかしないとかというのは存じ上げておりません。また、公開するというお話も特に伺ってはおりません。

あとは、玉川上水に架橋するような東京都の事業ということでございますけれども、私の知る限りでは、調布保谷線ですか。小平市ではございませんけれども、もう少し小平市よりも東のほうに行った境浄水場の近くには、調布保谷線の道路を通すための架橋が、既に工事としては終わっている、現地に行けばそういった事例の確認はできる状況になっております。あとは、東京都ではございませんが、小平市でも、小平3・4・23号線という計画道路を、今事業認可を受けて進めております。こちらについては、私どもは既に文化庁のほうから現状変更許可を受けて、既に工事をこれから行っていく準備が整っておりますので、そういったことからしますと、直近でも事例というのはございまして、小平市が独自で行う事業でも、既に許可を受けて工事ができる状態のものがあるというふうに認識しております。

以上でございます。

委員

私は先ほど法的な説明会はこれで終わりですかと聞いたのは、環境アセスメント案に関する説明会のことを聞いたので、これで終わりでしょうか。

それから、先ほど打木委員がおっしゃった意味というのは、該当地の樹林というのは市民全体の財産なのだから、あの付近だけではなくて、もっと中央の人とか花小金井の人とか、そういう人なども参加できるような説明会をやってほしいということだと思っておりますよ、中央公民館とか、ルネこだいらだとか。そういうのは考えられないでしょうか。

以上です。

事務局

環境影響評価に関する説明会ということでございますけれども、このような大きな説明会ということになりますと、今回3日間行った説明会が最後ということで私どもは理解をしております。ただ、今後は、まだ受付中ではございますが、この制度に則って意見が出

せる状態で、それに対しての見解書というものも事業者のほうで作成して公告、縦覧するというような手続など、まだ先の手続は残っております。したがって、説明会ということではこれで終わりですけれども、そのほか、まだ都民の皆様が目にするような手続というのは幾つかあるのかなということで認識しております。

また、樹林について、いろいろお考えはあろうかとは思っております。今回、その隣接する樹林地が計画にかかるわけですけれども、一方では、あの中央公園全体としては、こういった計画道路が仮に事業化されたとしても、十分な市民の皆様へ憩いや、集っていただけるような環境づくりを前提に前もって整備をしたつもりでございますので、今回の説明会につきましては、繰り返しになりますが、東京都さんのほうで行った3日間の説明会をもちまして、全体的な説明会を完了しているものというふうに認識しております。

私からは以上です。

委員 ちょっと確認なのですが、今後の予定についてですが市がつかんでいる情報としては、これ以上のものはないということでしょうか。それから、早ければ、用地取得も25年度の真ん中辺から始まるかもしれないということの情報以上のものは、市は今つかんでいないということでしょうか。

事務局 そのようにお考えいただければと思います。今日報告した内容につきましては、環境影響評価書案の内容であったり、これまで説明会の中であった内容などをまとめて皆様に報告したものでございますので、委員のご認識のとおりでよろしいかと考えております。

以上でございます。

会長 他にございませんか。

(なしの声)

会長 ないようでございますので、それでは、小平都市計画道路3・2・8号線の質疑を終了いたします。

これをもちまして、本年第1回目の都市計画審議会を終了いたします。

どうも皆さん、ご苦労さまでございました。

事務局 それでは、事務局のほうから、現在、地域主権改革推進一括法の成立を受けまして、平成24年4月1日をもって権限が移譲されるということで、都市計画法に関する権限移譲事務の説明会が東京都において開催されている状況でございますので、次回の審議会で移譲の内容をご報告させていただきたいと考えております。開催時期につきましては、3月下旬から4月にかけての期間の中で決めさせていただきたいというふうに予定しておりますので、よろしくお願

いたします。

以上でございます。

会 長 よろしいですね、権限移譲の関係等について、次回に報告するということでございますので、説明するということでございます。

それでは、他にございませんね。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。どうもご苦労さまでございました。

(閉会)